

IV 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

校地名称	校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
	校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²) *注1	校舎面積 (m ²) *注2	設置基準上必要校舎面積 (m ²) *注1	講義室・演習室・学生自習室総数 *注3	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m ²)
池袋校地	70,339.1	165,400	126,200.8	75,099	288	26,129.5
新座校地	101,271.0		50,226.6		98	10,789.5
富士見校地	86,844.0		1,971.3		—	—
計	258,454.1	165,400	178,398.7	75,099	386	36,919.0

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2 (別表第3イ～ハ) を参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、**2016 (平成28) 年5月1日**現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文部科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館 (書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設 (学長室、応接室、事務室 (含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室総数」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。